

不正防止計画

(令和6年3月1日策定)

株式会社せきは、不正防止対策の基本方針に基づき、具体的な対策のうち最上位のものとして、不正防止計画を策定する。

- 1 不正防止計画を担当する者（または部署）の設置
 - (1) 不正防止計画の推進を担当する者は、総務部とする。
 - (2) 不正防止計画の推進を担当する者は、統括管理責任者とともに、会社全体の具体的な対策（不正防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動等の計画を含む。）を策定・実施し、実施状況を確認する。
 - (3) 不正防止計画の推進を担当する者は、監査役との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う機会を設ける。

- 2 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施
 - (1) 不正防止計画の推進を担当する者は、内部監査部門とも連携し、不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか会社全体の状況を体系的に整理し評価する。

令和5年度については、次の事項について、優先的に取り組むこととする。

(例)

 - ① 公的研究費に係る決裁手続きを明確にする。
 - ② ①の手續きと実態に乖離がないか確認する。
 - ③ 出張の事実確認を徹底する。

など。
 - (2) 不正防止計画の策定にあたっては、上記(1)で把握した不正を発生させる要因に対応する対策を反映させ、実効性のある内容にするとともに、不正発生要因に応じて随時見直しを行い、効率化・適正化を図る。
 - (3) 研究を実施する部署は、不正根絶のために、不正防止計画の推進をする者と協力しつつ、主体的に不正防止計画を実施する。